

## 多文化社会専門職機構規約

(名称)

第1条 本機構は、多文化社会専門職機構 (The Institute for Multicultural Society Professionals) と称する。

(所在地)

第2条 本機構の事務局は東京都新宿区市谷本村町2-2 3 京都荘ビルディング 1F 四谷ゆいクリニック内におく。

(目的)

第3条 本機構は、多文化社会の問題解決に取り組む実践者や研究者を対象に学びとネットワーク形成の場を提供するとともに、多文化社会の問題解決に貢献できる専門職の認定事業を通じて多文化共生社会の実現を目指すことを目的とする。

(事業)

第4条 本機構は、上記の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 認定事業
- (2) 実践研究事業
- (3) 社会発信事業
- (4) その他本機構の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本機構の会員は、多文化社会に関する問題解決の実践や研究にたずさわっている者で、本機構の目的に賛同して入会した個人とする。

(入退会・会員資格の得喪)

第6条 本機構に入会しようとする者は、会員の紹介により入会を申し込み、機構の入会申込書を事務局へ提出した上で、理事会の承認を得なければならない。

- 2 退会しようとする者は、その意向を文書で事務局に提出するものとする。
- 3 2年にわたる会費未納者は自動的に退会となる。
- 4 本機構の名誉を著しく傷つけたり、損害を与えたりした者は理事会の決議を経て除名することができる。

(会費)

第7条 年会費10,000円とする。

2 既納の会費は理由を問わずこれを返還しない。

(役員)

第8条 本機構に次の役員をおく。

(1) 代表理事1名

(2) 副代表理事1名から3名以内

(3) 理事4名から12名以内

(4) 事務局長1名(役職上の理事とする)

(5) 事務局次長1名(役職上の理事とする)

(6) 監事1名から2名以内

2 理事は会員から総会で選出され、代表理事、副代表理事は理事会の決議によって理事の中から選任される。

3 監事は、理事会の推薦に基づき代表理事がこれを委嘱する。

4 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

5 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、任期満了後に、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(職務)

第9条 代表理事は、本機構を代表し、その業務を統括する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

3 理事は、本機構の業務を執行する。

4 監事は、機構の業務および財産の状況を監査する。

(総会)

第10条 総会は、会員をもって構成し、会員の過半数の出席をもって成立する。

2 決議はこの規約に別に定めるもののほか、出席会員の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長が決する。

3 総会は、定例総会及び臨時総会とし、定例総会は年1回当該年度のときに、また臨時総会は代表理事が必要と認める場合、招集する。

(総会付議事項)

第11条 総会に付議する事項は次のとおりとする。

- ① 事業報告および収支決算
  - ② 規約の変更
  - ③ 理事の選任又は解任及び監事の推薦
  - ④ その他理事会において必要であると認められた事項
- 2 総会の議長は出席した会員の中からそのつど選任する。
- 3 総会の招集に際し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって、少なくとも14日前までに通知しなければならない。
- 4 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 5 総会の議事録は、事務局が作成し、議長および総会で選任された議事録署名人1名が署名する。

(理事会)

第12条 理事会は、理事をもって構成し、全理事の3分の2の出席をもって成立、決議は出席理事の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長が決する。

- 2 理事会は年2回以上開催するものとし、必要ある場合に招集し開催する。

(理事会付議事項)

第13条 理事会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 事業計画および収支予算並びにその変更
  - (2) 理事の職務
  - (3) 会員の入会および除名
  - (4) 総会に付議すべき事項
  - (5) 委員会の設置に関する事項
  - (6) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- 2 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。
- 3 理事会の議事録は、事務局が作成し、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人1名が署名しなければならない。

(委員会)

第14条 本機構の事業遂行のために必要な場合、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員のうちから理事会が委嘱する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し、必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第15条 事業年度は毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

(資産)

第16条 この機構の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

1 会費

2 寄附金品

3 財産から生じる収入

4 事業に伴う収入

5 その他の収入

(解散)

第17条 この団体は、次に掲げる事由によって解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする活動に係る事業の成功の不能

(3) 会員の欠亡

2 総会の決議により解散する場合は、出席会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(規約の変更)

第18条 この規約は、総会において、出席会員総数の4分の3以上の承諾がなければ変更できない。

附則

1. この規約は多文化社会専門職機構の設立総会の承認を経て、2017年2月26日に施行する。